

議会だより

さがら

2012.11.30

14号

目次

●議会のうごき……………4

こんなことが決まりました
議長の報告

●一般質問…………… 10



せとのつつみ公園

相良村世帯数【1,674 世帯】(平成 24 年 10 月末日現在)

人口……4,989 人

男性……2,352 人／女性……2,637 人

発行／相良村議会 編集／相良村議会広報特別委員会
熊本県球磨郡相良村深水 2500-1 TEL0966-35-1038 (直通)

9月定例会
(9月11日～19日)

川辺川の河川改修を求める意見書提出

川辺川は今年も国土交通省の調査で水質日本一の清流と認められ、平成19年から6年連続で認定されました。清流川辺川は相良村民の誇りであり心のよりどころでもあります。この清流川辺川を未来へ手渡すのは相良村民の責務であると考えております。

国及び熊本県は「ダムによらない治水対策を求める」方針を示されました。

しかしながら、川辺川は度重なる洪水を招き、特に今年の7月12日の豪雨による洪水災害では、家屋の床上、床下浸水や60haにおよぶ水田が冠水や流失に見舞われ甚大な被害を与えました。

また、村内の国道、県道、村道、農道等の道路網も冠水、路肩の崩壊等で寸断され日常生活に多大な支障をきたしました。

その後、国に於いては、未だ具体的な対策が取られていない所が多々ありますので、国・熊本県におかれましては河川整備基本方針、河川整備計画等に基づき、川辺川流域住民が安心して生活できるよう一刻も早い治水対策を実現することを要望致します。

記

1. 堆積砂利掘削を恒常的に実施すること。
2. 堤防の修復及び嵩上げをすること。
3. 冠水常襲地帯を解消すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年11月6日

熊本県球磨郡相良村議会

それぞれの議員が地元の意向を述べた。

出席議員 8名 小善議長、茂吉副議長、友田、中村、市岡、高岡、黒木、吉松

欠席者議員 3名 西本、堀川、横山



県土木部幹部との意見交換



県土木部上谷総括審議員(国土交通省から派遣)に手渡す

10月9日 臨時議会

不法行為を行った徳田正臣氏に対して 求償(村の損害を村長個人に求める)すべき決議可決

熊本地方裁判所平成22年(ワ)第327号損害賠償請求事件(平成24年9月12日判決言渡)により相良村支払義務が認められた国家賠償法第1条第1項による損害賠償元金、同遅延損害金、訴訟費用および相良村が訴訟代理人として野口敏夫弁護士に対して支出した、当事件に関する全ての裁判費用について国家賠償法第1条2項により不法行為を行った公務員である徳田正臣氏に対して求償すべき決議

- (1) 本件判決において、相良村に対し議決事項記載の金員を同社に対し支払うことが命じられた。同判決は確定したので、相良村としてはこの金額を支払わざるを得ない(もし、支払わなければ、強制執行を受けることとなる)。
- (2) ところで、本件判決が認定する、相良村が同社に対して損害賠償義務を負う法的根拠は国家賠償法第1条第1項であり、また、同法の不法行為を構成する事実、相良村長徳田正臣氏が、職務を行なうにあたり、違法に、同社に対して相良村発注公共工事の指名外し行為をした、という事実である。
- (3) 即ち、本件判決で認定されたのは、徳田正臣氏がその職務を行なうについて、故意に同社に対する違法行為を行なったという事実であるから、相良村は国家賠償法第1条第2項により、負担した損害賠償金を不法行為を行なった公務員である徳田正臣氏に対して求償すべきである。
- (4) および相良村が訴訟代理人として野口敏夫弁護士に対して支出した、当事件に関する全ての裁判費用についても直接関連する費用であり相良村に対して不当な支出を行なわせた。

平成24年10月9日

相良村議会

10月26日 臨時議会

損害賠償にともなう補正予算可決

内容

損害賠償請求事件に係わる弁護士訴訟委任委託料	76万5,000円
損害賠償請求事件に係わる損害賠償金	642万円
損害賠償請求事件に係わる遅延損害金	72万3,000円
損害賠償請求事件に係わる訴訟費用	2万9,000円

合 計

793万7,000円



①川辺川の河川改修を求める意見書 可決

②損害賠償請求事件（確定）による不法行為を行なった徳田正臣氏に対して求償すべき決議 可決

平成24年第7回定例会

（平成24年9月11日～19日）

報告第2号 平成23年度株式会社さがら経営状況報告について

報告第3号 健全化判断比率の報告について

報告第4号 資金不足比率の報告について

認定第1号 平成23年度相良村一般会計歳入歳出決算の認定について【原案認定】

歳入35億637万9千円、歳出32億5,458万4千円、翌年度繰越事業分235万円、実質収支額2億4,944万5千円。

（基金）

財政調整基金8億1,077万6千円、減債基金5,147万円、奨学基金877万2千円、福祉基金1億7,395万7千円、土地開発基金8,133万2千円、相良村土地改良事業基金4,362万9千円、国民健康保険

給付基金1億4,416万4千円、介護従事者処遇改善臨時特例基金0千円、相良村地域振興基金230万1千円、相良村住民生活に光をそそぐ基金398万1千円、相良村介護給付費準備基金1,000万円。

（債権）

奨学基金貸付金3,758万7千円

以上のとおりであったので認定した。

認定第2号 平成23年度相良村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について【原案認定】

歳入6億8,108万6千円、

歳出6億3,154万円、実質収支額4,954万6千円、国民健康保険税の収入未済額は7,159万8千円、一般会計からの繰入金3,540万4千円、基金繰入金0千円となっているが認定した。

認定第3号 平成23年度相良村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について【原案認定】

【原案認定】

歳入1億4,922万3千円、歳出1億4,742万4千円、実質収支額179万9千円で使用料の収入未済額が581万1千円、一般会計からの繰入金8,983万8千円となっているが認定した。

認定第4号 平成23年度相良村農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について【原案認定】

【原案認定】

歳入2億4,737万8千円、歳出2億4,257万2千円、実質収支額480万6千円で分担金の収入未済額526万4千円、使用料の収入未済額153万3千円、一般会計からの繰入金2億904万5千円となっているが認定した。

認定第5号 平成23年度相良村総合研究所分収造林特別会計歳入歳出決算の認定について【原案認定】

【原案認定】

歳入534万円、歳出517万7千円、実質収支額16万3千

円となっているが認定した。

認定第6号 平成23年度相良村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について【原案認定】

【原案認定】

歳入6億5,317万8千円、歳出6億2,576万3千円、実質収支額2,741万5千円、保険料の収入未済額は251万8千円、一般会計からの繰入金8,984万9千円、基金繰入金130万1千円となっているが認定した。

認定第7号 平成23年度相良村後期高齢者特別会計歳入歳出決算の認定について【原案認定】

【原案認定】

歳入457万5千円、歳出4,536万7千円、実質収支額38万3千円、保険料の収入未済額は21万4千円、一般会計からの繰入金1,828万9千円となっているが認定した。

監査報告（代表監査委員富尾鐵守氏）

平成23年度決算について、10日間に渡り関係帳簿及び収入支出証拠書類並びに証書等を審査した結果、決算計数は関係帳簿

こんなことが決まりました

と符合して居り、違法な点は見受けられず決算は適法であるとの報告。

補足説明(議会選出監査委員 横山良継氏)

地方交付税が19億円と従来より多い割には、投機的支出が少ない、不用額があまりにも多い、村税と国保税を合わせた徴収額が県下で最下位、村有地の筆かえ未定地がある。

議案第43号 平成24年度相良村一般会計補正予算(第5号) 【原案可決】

歳入歳出それぞれ3億5,17万2千円を追加し、総額32億9,983万7千円とする補正。

歳入では地方交付税、4,783万1千円、国庫補助金、1億5,452万8千円、県支出金2,744万8千円、繰越金1億1,979万5千円、村債5,040万円。

歳出では財政調整基金へ6,000万円、くま川鉄道経営安定化補助金224万3千円、介護予防拠点整備補助金1,500万円、人吉球磨広域行政組合負担金617万円、地域営農組

織の経営強化及び法人会支援133万7千円、中山間地域直接支払事業補助金261万9千円、実地区排水路整備工事、村道上三石井沢改良・村道前田松馬場線改良・村道野原椎葉線災害復旧・林道相良五木線災害復旧・農地災害復旧工事等2億4,638万2千円、間伐等森林整備促進対策事業、永谷団地解体工事、小中学校用電子黒板購入等に充てる補正。採決の結果、議員全員賛成で原案可決。

議案第44号 平成24年度相良村国民健康保険特別会計補正予算(第1号) 【原案可決】

保険給付費732万2千円増額するため歳入歳出それぞれ732万2千円追加し、総額6億5,832万2千円とする補正。採決の結果、議員全員賛成で原案可決。

議案第45号 平成24年度相良村簡易水道特別会計補正予算(第2号) 【原案可決】

職員の人件移動に伴い、歳入歳出それぞれ362万7千円追加し、総額1億2,281万8千

円とする補正。採決の結果、議員全員賛成で原案可決。

議案第46号 平成24年度相良村農業集落排水特別会計補正予算(第2号) 【原案可決】

職員の人件移動に伴い、歳入歳出それぞれ106万7千円追加し、総額2億6,063万5千円とする補正。採決の結果、議員全員賛成で原案可決。

議案第47号 平成24年度相良村森林総合研究所分収造林特別会計補正予算(第2号) 【原案可決】

間伐事業により、歳入歳出それぞれ356万2千円追加し、総額543万2千円とする補正。採決の結果、議員全員賛成で原案可決。

議案第48号 平成24年度相良村介護保険特別会計補正予算(第2号) 【原案可決】

施設介護サービス給付費2,013万3千円、基金積立金558万円、償還金及び還付加算金1,044万8千円増額するため歳入歳出それぞれ3,71

4万1千円追加し、総額6億6,085万6千円とする補正。採決の結果、議員全員賛成で原案可決。

議案第49号 平成24年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) 【原案可決】

被保険者保険料負担金を増額する事により歳入歳出それぞれ38万2千円追加し、総額5,013万2千円とする補正。採決の結果、議員全員賛成で原案可決。

議案第50号 人吉球磨広域行政組合規約の一部変更について 【原案可決】

組合事務所をカルチャーパレスから中神町に変更するものである。採決の結果、議員全員賛成で原案可決。

議案第5号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保充実する仕組み」の構築を求める意見書【原案可決】

議案第6号 川辺川の河川改修を求める意見 【原案可決】

提出者友田政春議員、賛成者中村重道、吉松美代議員から提出された。

提案理由

川辺川は、幾度となく洪水被害をもたらしています、特に今年7月の豪雨災害では甚大な被害が発生し、住民に多大な損害を与えました。その管理者である国・熊本県に早急な治水対策を講じて戴くよう要望する必要があるとの主旨説明があり、採決の結果、議員全員が賛成で可決した。

議案第51号 訴えの提起について【原案否決】

事件名 損害賠償請求控訴事件

事件内容

大乘技建日本株式会社（当時 株式会社技建日本）は、平成20年12月19日、本村に対し、平成20年度以降、違法に指名を回避されたと主張して、国家賠償法1条1項に基づき、1000万円の損害賠償を求める判決を提起した（原告株式会社技建日本、被告相良村間の熊本地方裁判所人吉支部平成20年（ワ）第150号 損害

賠償請求事件。その後、同事件は、熊本地方裁判所本庁にて審議されることとなった

《原告大乘技建日本株式会社、被告相良村間の熊本地方裁判所平成22年（ワ）第327号損害賠償請求事件》。また、原告は、平成23年7月1日付で請求の趣旨の変更申立てをし、請求額を1628万7887円に拡張した。）

平成24年9月12日、被告（本村）一部敗訴の判決言渡がなされたので、これを不服として、福岡高等裁判所に控訴を申し立てるものである。

採決の結果、4対5の賛成少数で原案否決。

賛成議員（西本巳喜男、市岡智恵、高岡重盛、友田政春）
反対議員（黒木正照、中村重道、横山良継、吉松美代、茂吉隆典）
棄権議員（堀川金泰）

議案第52号 平成24年度相良村一般会計補正予算（第6号）【原案否決】

訴えの提起について（議案第51号）の損害賠償請求控訴に伴う弁護士委託料62万1千円を増額するため歳

入歳出それぞれ62万1千円追加し、総額33億45万8千円とする補正。

採決の結果、4対5の賛成少数で原案否決。
賛成議員（西本巳喜男、市岡智恵、高岡重盛、友田政春）

平成24年第8回臨時会（平成24年10月9日）

議案第53号 平成24年度相良村一般会計補正予算（第7号）

村長が途中退席した事に伴い審議了となり廃案。

発議第7号 熊本地方裁判所平成22年（ワ）第327号損害賠償請求事件（平成24年9月12日判決言渡）により相良村支払義務が認められた国家賠償法第1条第1項による損害賠償元金、同遅延損害金、訴訟費用および相

反対議員（黒木正照、中村重道、横山良継、吉松美代、茂吉隆典）

棄権議員（堀川金泰）
42頁に及ぶ判決文の言い渡し内容を検討した結果、訴訟しても勝訴する見込みがないとの判断により。

平成24年第9回臨時会（平成24年10月26日）

議案第54号 平成24年度相良村一般会計補正予算（第8号）【原案可決】

採決の結果 議員全員賛成で原案可決。

《おわびと訂正》

13号（7月25日発行）の議案第30号平成24年度相良村一般会計補正予算（第2号）の採決結果、横山良継議員は反対である。

また、議案第37号相良村敬老祝金支給条例の制定については、原案可決である。

まつも 徳島県松茂町議会議員来庁

同議会議員のみなさんが11月9日に新保勲議長はじめ11名の議員（定数12名で1欠員）が来庁された。

本村議会の小善議長が対応した。

松茂町は、吉野川河口の三角州に位置した平坦地で、徳島市と隣接していて、人口は1万5千人で増加傾向にあるが、海沿いの平坦地なので地震対策が今後の重要な課題とされていた。

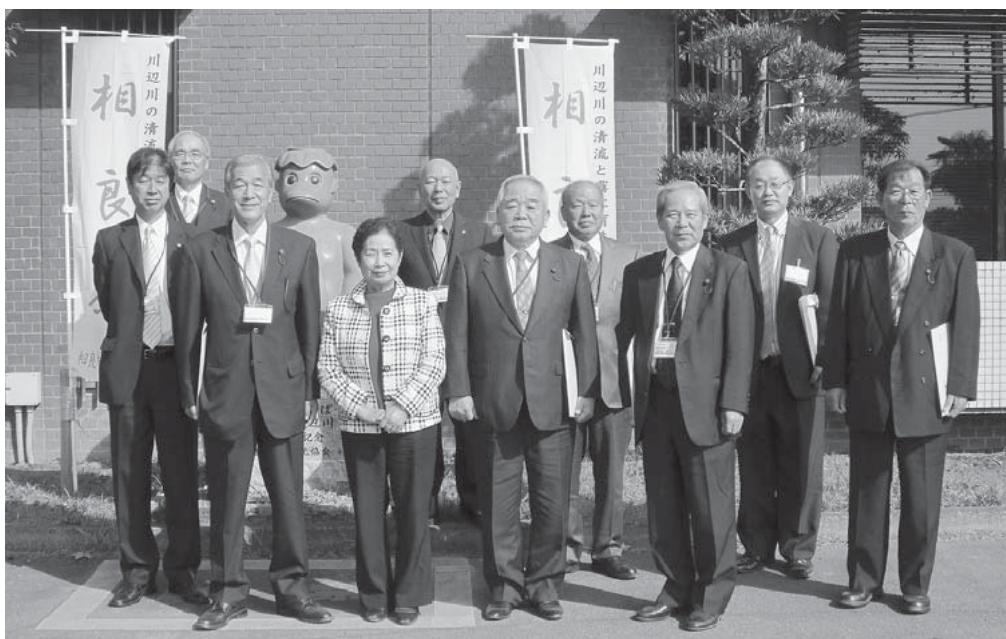


松茂町議会議員との研修会



議場にてインターネット配信機器の説明

先に宮崎県、鹿児島県内の町村を研修され、本村に来られた目的としては、本村が一昨年から導入した議会のインターネット配信関係についての研修が主な目的であり、内容について説明をし、その後、色々な質問を受け、議会運営についても意見交換を行った。



役場西玄関にて 松茂町議会議員と記念写真



議長 の 報 告



小善 満子議長

表明することが議会の最も重要な使命であり、職責であります。

早いもので今年も年末を迎えようとしております。私が議長に就任して3年6ヶ月になります。その間定例会14回、臨時会28回合わせて42回の議長職に携わってきました。その間議長として痛切に感じた事を今回は述べてみたいと思います。

★議員として一番大切な事は「議決権」です。村長が提案した案件に対して可否を

☆議決権について

このような議会の意思決定が「議決」であり、議会の権限の中で最も本質的、基本的なものといわれます。「議決」とは反対の意思を表明した議員があつたとしても、その議会の構成員である以上、議決の宣告があつたときから、成立した議決に従わなくてはならないことになるのです。議決した事項は、議員を拘束するばかりでなく、村長等執行機関はもちろん、内容によっては住民に対して同様であり、さらに、それが内外に宣明された相良村の意思になるわけです。

☆観音橋の契約変更5回否決について

議会議員も知らない間に着々と変更工事が進み、5月11日の臨時議会開催時には、ほぼ完成に近い状況であつた。この事は地方自治法に反する行為であり、議員は反対するのが当然と考える。1、244万553円の変更新額の大きさにも疑問を感じる。充分な説明を受けて納得した上で可決するのが当然であつて行政手続きを怠った行為（地方自治法では、議決を経て締結した契約の内容を設計変更、その他の理由で変更する場合、必ず議会の議決を得なければならない）は5回提案された議案であつても、村長が自ら反省し議会に痛みを伴う謝罪（他の町村が実施をしているように村長の給与を何パーセントかカットして謝

罪する条例等を提出する）の気持ちがない限り、自治法違反を認めることはできない。

☆議会運営委員会の権限について

議会運営委員会は、多数の議員で構成されている議会を円滑に、しかも効率的に運営するために、議会運営の責任者である議長の諮問的委員会である。

議会運営委員会で決定された結果については、議員はこれを遵守しなくてはならない。そのことからして、村長であっても議会運営委員会で決定された事に従うのは当然である。

☆前代未聞、弔意の発言を止めた事に立腹

議案は審議未了のまま、村長自ら退席。10月29日臨時議会では、相良村が業者から入

札指名外しの件で、訴えられていた裁判で、相良村に損害賠償請求の支払い義務が生じた裁判の判決により、国家賠償法や第1条第1項による損害賠償金、弁護士訴訟委任委託料等の補正予算であった。

議場で元村長の弔意を述べたい申し入れを議会運営委員会で、時間的余裕がなく、7日村民体育祭、8日葬儀に弔意を述べておられるし、遺族である高岡議員も欠席なので今回はお断りする事に決定。村長にもその旨知らせていたにもかかわらず、弔意を述べ始めたので発言を止めた。村長の約束を守らない発言によって議場は混乱した。

★10月26日臨時議会で提案理由の前に議会運営委員会で諮った通り、元村長高岡隆盛氏への弔意を述べられ

た。10月9日の審議未了の補正予算も可決された。

☆議会議員研修について

例年議会議員は、議員研修を実施しております。村長は常に国内外を問わず研修は行つて下さいと言われていますし、議場でも答弁されています。今回は12月3日～5日(3日間)、栃木県那須野ヶ原土地改良区が実施している小水力発電関係視察と塩谷町議会、湧水の郷しおや視察、防災関連視察、気象庁研修を行う事になりました。

今回、徳島県から相良村議会を研修に参ったのも、この様な事からです。全国でどこでも議員研修は行つています。研修の報告については次の議会だよりで報告致します。

相良村上四浦地区の地域振興に関する要望書

【要望の趣旨】

国、県、五木村による「今後の生活再建を協議する場」が設けられ、水没予定地として国が買収した土地の利活用案についての検討も行われていると報じられておりますが、相良村におきましては、具体的な動きはなく、相良村民とりわけ上四浦地区の住民は今後の生活に大きな不安を抱いております。

このような状況を深くご理解いただき、五木村との均衡のとれた施策の実現、ダム建設予定地であります上四浦地区住民の生活の安全安心のための施策を実現することが、ひいては相良村の地域振興の発展につながるものと確信するものであります。

【要望の概要】

一、上四浦地区の安全安心のための施策

- 1、川辺川右岸左岸の連絡橋である藤野橋の建設
- 2、中の原・山口地区の災害等緊急時の避難路の確保
- 3、分断された集落の生活基盤である上下水道の整備

二、上四浦地区の活力のための施策

- 1、地域密着型キャンプ場の建設
～川辺川ダム建設予定地周辺の有効な利活用として
- 2、小水力発電施設の建設
～「再生可能エネルギー」による地域おこしの実現

三、相良村の歴史文化遺産保存会の施策

- ・相良村歴史文化資料館の建設
～ダム建設計画により消滅・分断された地区の散逸した貴重な遺産をはじめ村の文化遺産を収集・保存・公開する。



11月28日 要望書を小野副知事に手渡した村長と議長

ズバリ

村政をただす!!

質問

利水事業は農家のために計画された
のではなかったのか

答弁
村長

柳瀬2地区を含めて今後も推進する



横山 良継議員

質問 村有地について、川辺の永谷の現状は。

答弁 総務課長 平成21年度の調査で判った事で筆界未定地もあります。私も現場は確認して居ません。なぜ筆界が確定しなかった、その辺を遡って調査したいと思います。

質問 旧役場の跡、沖原、二本松は整備出来たのか。

答弁 総務課長 沖原、二本松は登記完了の状況です。

質問 永谷の物件は処分すれば。

答弁 総務課長 登記が出来ていないので処分出来ません。

答弁 建設課長 今23年度で調査を行っており、委託し登記完了に向けて進めているところです。

質問 次に利水事業ですが、この事業は農家が主人公です。この事業についていけると柳瀬の2地区から離脱表明が出されました。そのような状況下でも高原地区の畑はなんとかせねばいかんと思うが村長の考えをお尋ねしたい。

答弁 村長 柳瀬の2地区を含めて今後とも利水事業を進めていきたい。

質問 県の検察審査会へ上告をしていますか。

答弁 村長 100条調査の中での事でしょう。熊本地検での不起訴処分が

出たという事で問題視することは無い。村づくりに議員もお考えになって下さい。

質問 この件は村長が相手ですので総務課長へ尋ねたい。総務課長の予算書の決裁で村長が50万円の決裁をしなかったという事に課長としてどう思うか。

答弁 総務課長 決裁の最終の決裁での判断です。

質問 ダムの特措法について、四浦の67世帯が犠牲になりましたが、この特措法で救われるなら考えた次第です。

答弁 村長 上四浦地区の住民の要望を入れて議員と要望活動を行っていき

質問

村長の海外研修の内容と成果について、村行政に結ぶものがあったのか

答弁

村長

政治家は村長、議員も含めて今の時代海外研修は必須



堀川 金泰議員

質問 私は、やはり、村の指導者は

質問 村道平原十島線について、地元の区長から何回となく要望が上がっているところですか、予定時期は。

答弁 村長 平成22年度は23年度事業に予定するよう申し上げたところですが、廻り観音橋が取りつけ道路等工事で複数年かかる予定ですので今の段階で約束は出来ません。チサンゴルフ場所からか平原かと言うと、チサンゴルフ場から先に取り組みたい。

質問 グラウンドゴルフ場の設置について、柳瀬地区の老人から深水まで行ききらん、柳瀬地区にグラウンドゴルフ場を造ってほしいと言う事です。

答弁 村長 河川敷は国交省の管理で充分協議を重ねて検討したい。

海外には行くべき。村会議員もその中の一つです。海外行ったら、日本の国内に居って、井の中の蛙で、わーわー言うより、海外から見たやつは必ずプラスになります。日本の良さ悪さと言う物が連なってきます。村長、今後、幹部職員は海外研修に出してほしい。変わります。

答弁 村長 議員の皆様方も、国内の研修地も宜しいですが、海外に研修されて私は良からうと思います。よく研修か観光かと言われますが研修と観光と言うのはある意味では紙一重です。その人の意識の持ち方によって変わるものです。地域のリーダーである首長、村長、そういった立場にある人は海外

に可能な限りでるチャンスを押込んで頂きたい、そのように私は考えて居るところです。そう遠くない海外ぐらいいは気安く行く位の行動力、力量が必要ではないかと思つて居るところです。職員を含めてそういった機会を作つて行きたいと思つて居ります。

質問 奨学金を村長個人が借りられているが どういうことか

答弁 村長 基準に合致するならば当然である



中村 重道議員

質問 所得証明書などを委員さんがチェックされていますか。

答弁 教育課長 選考する中で奨学生がどの学校へ行かれるか推薦書、所得につきましては農業所得、事業所得色々ございますけれども委員さんの方には報告いたしております。

質問 奨学金の申請から決定について教育課長にお尋ねしたい。

答弁 教育課長 相良村奨学金資金の貸与の案内は、村の広報誌により貸与金額等をお知らせしております。奨学金選考委員5名に諮問しまして決定します。

質問 奨学金貸与の基準ですが、所得証明など色んなことを委員の方がチェックされて今年に村長さんが子供の為に申請されて奨学金が決定したと風の噂で知りましたので村長にお尋ねしたい。

答弁 村長 議員さんが風の噂で一般

質問されるとは意外な事です。奨学金の採用基準に合致するならば当然採用されて然るべきだと思つています。

質問 経済的理由で就学が困難だという事ですか、村民の大半は村で高額な給料を村長は貰つていると思つている人がほとんどですよ。経済的理由の言葉の説明をお願いします。

答弁 村長 経済的理由、村長は高額と申し上げられましたが、村民の方へ明確に申し上げますが、私は県下最低レベルの給与水準でございます。

質問 給料が高いとか安いとかの問題じゃないんです。経済的理由です。村の条例は執行部でつくり就学が困難な者に本来ならば村長が広めるのがこの趣旨なのです。

答弁 村長 お答えは致しますが、質問の趣旨が理解できないですよ。何か問題がありますか。

質問 相良村奨学金貸与条例がありますね。条例・規則があるから言っています、では決裁は誰がするのですか…村長。

答弁 村長 条例に則つて村長も職員もやっている。違反がある訳ではない。

質問 村長、世の中には精一杯働いてどうにかして子供を高校や大学に行かせようとして汗水流して働いておられ申請までと考えている人が多数だと思ひます。私は議員として条例があ

るから質問しているんですよ。批判するのではなく…。

質問 農地災害・復旧について申請者への対応、件数をお尋ねしたい。

答弁 建設課長 被害面積はだいたい9畝でございます。申請件数は51戸、筆数に直しますと89筆で今現在の件数です。今後測量が終了後で該当しない場合が出て参ります。その分につきましては未だ数字が把握されておられません。

中村 調査が終わつた時点で面積あたりが出てくるという事で農地災害がかかるように農家の方へ色んなアドバイスをしなから一生懸命努力して頂きたいと思ひます。



洪水時（7月12日）雨宮付近

質問

議会での回答は確実に、守ってもらいたい

答弁

村長

肝に銘じて聞いた次第です



茂吉 隆典議員

質問 利水アンケート、議場で虚偽の回答。

答弁 村長 六月定例会でアンケート取ると言って、取らなかった。お詫びを。

質問 議会で、嘘を言っているんですか。本当に屈辱です。

答弁 村長 造成地は取った。議会に報告していなければ、後ほど報告を。(現在報告なし)

質問 新たな水源で国営の方向は見出せたか。迷ったまんまか。

答弁 村長 確定的な結論はまだ。

質問 五年近くそのまま。水は届けると言ったことは守って頂かないと。

答弁 村長 例会ごとと同じ質問。進むことが出来ない厳しい局面。

質問 回答があつたら、次に進みますよ。再開のメドは。

答弁 村長 進めない。

質問 解散は決議・事業組合の運営と方向について、同文決議の話し合いは。

答弁 村長 今年度中に解散する方向で、同文決議が必要。詳細な日程は未だ。

質問 次の段階に入るべき。利水事業を放置しないで、届けると言った。約束は守る事。

答弁 村長 農家の申請事業、皆様方に早く届けたい。

質問 農業排水問題・現在の接続状況は。

答弁 建設課長 八月末現在中四浦91・7%、下四浦63・2%、川辺51・5%、深水69・5%、柳瀬59・7%、公共施設を除く接続率は全体で59・5%。

質問 昨年十二月定例会回答の中で、来春には接続したい。

答弁 村長 来春以降、今年度中に。

質問 今は秋ですよ。言った事は守って貰いたい。議会でいい加減な事を言つては

答弁に、重みがない。

答弁 村長 肝に銘じて聞いた次第です。

質問 議会の重みを感じるような回答を頂きたい。今後の対策は。

答弁 建設課長 水質日本一を守っていく為にも、郵送による啓発等行うと共に接続への理解を求める必要があると考え、どの様な対策、取り組みが必要か今後検討したい。

質問 合併浄化槽に全額補助の所も在るとか、参加する場合の負担が重荷ではないか。収める方法を分割とか。

答弁 村長 水質日本一、六年連続。住環境の向上、様々な面も含め合併浄化槽について、補助割合を含め検討したい。

質問 七月の水害後、棚場瀬地区から冠水農地を国交省に買い上げをの要望に、村長は。

答弁 村長 農家からの要望、県・国に対して農家の意向を伝える。

質問 村内で他にも、被害があった。地元農家から言つて来たからの取り計らいか。

答弁 村長 農家の意向で県・国に要望で動いた。候補地であることは在るかもしれないが。

質問 他に候補地として、考えているのか。

答弁 村長 国交省の問いに、非公式で

答えた。今回は地元の要望に応える形。

質問 鳥越墓地の参道改良で、村長と検討する。その後はどうなっているか。

答弁 総務課長 その後、具体的な検討は入っていない。

質問 三石錦線・並木の公民館からの交差点そのままか。

答弁 建設課長 警察と協議したが、交差点の擦り付けのみの改良、三石・錦線の改良も必要。

質問 自然エネルギー、村長の考えは。

答弁 村長 節電意識を高めること。スピーディーに退庁。発電装置として国の推進事業で体育館の上にソーラーパネルを設置の方向で要望。100%の補助です。

質問 監査でも指摘、電気料金増、体育館もLEDを、ほかに学校とか考えないか。

答弁 村長 電球だけでなく学校施設の改修等も含め考えたい。

質問 水路を活用した小水力発電の考えはないか。水量と農業利水と検討しながら。

答弁 村長 水路の利用には土地改良区と組合との協議が必要。具体的に検討、協議をする時期が来るのではないか。

質問

夏場あつくなる柳瀬地区簡易水道の
その後の経過は

答弁

建設課長

圧力調整器の調整、ドレンの調整
等を行っております



黒木 正照議員

〈相良大橋事故について〉

質問 職員の相良大橋事故について二年
数ヶ月経過しているが、現在の状況は。
また役場独自の調査はされたのか。

答弁 村長 役場として一定の調査はし
ました。

質問 産業振興課が相良大橋に幟旗^{のぼりばた}
を設置したのですが、村長は許可を
出しているのか。

答弁 村長 許可は取っていない。

質問 橋の管理者（村長）の許可が必
要では。

答弁 総務課長 村長に設置の報告はし
ております。

質問 この相良大橋の事故は公務災害
に当たらないのか。公務災害については任
命権者の意見を付すとなっているのでは。

答弁 村長 任命権者が具申すること

はあろうかと思いますが、今回の問題は
判定不能にあり具申できない。

〈給食費改正について〉

質問 給食費改正につき給食運営委員
会の協議内容は。

答弁 教育長 助成を3割と言うことで
話をして、審議をして頂き決定頂きまし
た。委員さんからの意見はありませんで
した。

〈チツソ導水路について〉

質問 チツソ導水路、家の下を通ってい
る所もあり、村民の方の不安が高まっ
ています。チツソは導水路の安全につい
て、一年に一度は点検をして村と議会に報告を
して頂きたい。

答弁 村長 導水路の安全性の方はチツ
ソの責任ですので報告の申し入れは出来
ます。

質問 柳瀬地区簡
易水道施設に
ついて

質問 柳瀬地
区簡易水道が
夏場あつくな
ることについて、
昨年12月に質

問 柳瀬地区簡易水道施設



柳瀬地区簡易水道施設

問しましたが、現状把握をして検討する
との事でしたが、その後の経過は。

答弁 建設課長 施設の設計業者と対
応策について協議をしております。水の
滞留により水温が上がるのが原因の一つだ
と思ひまして、配水地の流量の上限水を
下げております。他に圧力調整器の調整、
ドレンの開放の調整などにより、新村地

区、十島地区に協力をいただいて水温調
査を行い、現在の状態になっております。

黒木 健康被害が番心配されたこと
です。早急な対応をしていただき、有難く
思います。

質問

相良村大災害発生の当日、出張した
のはなぜか

答弁

村長

村長として電話も携帯も世界中どこ
にいても通じる



吉松 美代議員

〈選挙公約で2社企業誘致とあるが〉

質問 村長は選挙の時、2社誘致企
業を言われた企業とは。

答弁 村長 1社はフードワークス、
もう1社はインターネット等で食材を
販売したり、学校給食に入っている会
社です。

区、十島地区に協力をいただいて水温調
査を行い、現在の状態になっております。

黒木 健康被害が番心配されたこと
です。早急な対応をしていただき、有難く
思います。

（他の質問）
四浦にカスミ桜見つかると、村内のいじめ
について行いました。

〈村有林（山本地区）の払い下げにつ
いて〉

答弁 総務課長 申請者と総務課で協
議を重ねた結果、村の説明不足と村の
管理不足という事で補償金として支
払ったという事です。

は

質問 公務災害認定について、村長
に何か意見を求められなかったです
か。

答弁 村長 どのような状況で事故がお
きたのか等聞かれた。余り申し上げた
くないです。責任回避でなく。私は特
別職で村長だから良いですよ。職員に
今聞いて何になるのですか。

＜村長の研修について＞

質問 村長サミット参加についてお聞きします。熊本県内の町村長さんは何名参加だったのか。期日は。

答弁 村長 熊本県からは相良村から一人。期日は7月14・15日。長野県の本島平村でありました。出発は13日の夕方から14日の朝だったか覚えておりません。

質問 13日に出発されている村長の姿を見ておられた方が居ます。その日の相良村は、熊日、人吉新聞に書いてある様に、四浦の椎葉集落は、救助を必要とされていた日であり、水害で被害にあわれた方はがれきの処理に追われておられた相良村だったのです。13日の夜から出張に出掛けた事に、村長としての責任は感じていらつしやいませんか。

答弁 村長 私が13日東京に戻った事が、私が村長として対応出来ない様な状況にあったらともかく電話も携帯も世界中どこにいても通じます。

吉松 上に立つ村長の答弁としては情けない。相良村が災害が起きて、被害にあった方の悩みは1日では解消しません。相良村が災害にあった時に、村長は研修に参加しなければならなかったのか。融通のきかない研修なんでしょう。この研修は村を犠牲にするくらい参加しなければならぬ研修か。町村長サミットの事務局に連絡をとり、私も一人の村

民として検証します。

今回の海外研修についてお聞きします。村長は海外研修に行かれ最終日の4日目は1人で単独行動をされたそうですね。それは事実ですか。

答弁 村長 恐らくその質問が来るだろうと思って居ましたけれども自由行動と言う時間帯で単独行動をとりました。それは事実です。

＜時間外手当問題について＞

質問 時間外が多い原因を各課長にお尋ねします。

答弁 総務課長 ①大雨による警報発令による待機。電算機器情報通信機器のシステム変更の立ち会い。

答弁 建設課長 警報発令に伴う待機。東北地方の地震の人的支援。

答弁 税務課長 毎週水曜日の収納、相談窓口延長業務と夜間徴収。

答弁 保健福祉課長 介護料・保育料等の夜間徴収事務が主なもの。

答弁 産業振興課長 中山間関係、営農生産組合、営農座談会、東北地方の人的支援。

答弁 教育課長 郡県民体育祭、村文化祭、いけばな教室、スポーツ推進員の夜の役員会など。

答弁 村長 4・5年前から電気代が高くなっています。電気代は徹底して管理する様私からも指導します。

質問 残業、電気料については今後追求し質問させて頂きます。

相良村議会 12月定例会のお知らせ

12月定例会は、12月中旬頃の開催予定です。皆様の傍聴をお待ちしております。

インターネット録画映像開始 (翌日から見られます)

相良村議会では、以前よりインターネット上や役場村民ホールテレビにおいて、議会ライブ中継を実施しておりましたが、利用者からの『いつでも見られるようにしてほしい』との要望を受け、映像の録画配信を12月1日から実施することになりました。本会議日の(※)翌日18時より休憩分のみをカットしたものを録画配信いたします。

併せて、平成24年分の定例会並びに臨時会の記録もご覧いただけますので、ぜひ、そちらもご利用下さい。

(※本会議日が金曜日の場合は、翌営業日の18時となります。)

相良村ホームページ

<http://www.vill.sagara.lg.jp/> からお入り下さい。

相良村ホーム > 相良村議会 > 相良村議会 議会中継システム

詳細につきましては、議会事務局までお尋ね下さい。

(事務局 直通35-1038)

この一般質問を掲載するにあたり、全議員に原稿の提出を求めているところですが、ここに登載された以外の議員の方からは、原稿の提出がありませんでした。
村民の皆さまにお知らせいたしますとともにご了承していただきますようお願い申し上げます。

第77回 町村議会広報研修会

日時：平成24年10月29日（月）～ 30日（火）

場所：シェンバツハ・サボー（砂防会館別館会議室）

主催：全国町村議会議長会

研修内容：議会広報「誌」はほんとうに必要か？

半沢 幹一氏（共立女子大学文芸学部教授）

対話と活力ある議会広報のために

～編集・レイアウトのキーポイント

吉村 潔氏（エディター、(株)メディアブレン代表取締役）

議会広報紙の撮影方法と表現方法

～議会だよりの撮影方法は市民の笑顔からテーマを表現します～

川西 正幸氏（日本写真家協会会員）

議会広報クリニック

第1分科会 吉村 潔氏（エディター、(株)メディアブレン代表取締役）

第2分科会 芳野 政明氏（編集・出版アドバイザー）

第3分科会 深沢 徹氏（広報コンサルタント）



初日は、議会広報「誌」はほんとうに必要か？について

対話と活力ある議会広報のために、議会広報誌の撮影方法と表現方法についての講義であった。

そのなかで、一般質問のスペースのとりかたとして議員一人一人同じスペースを取る必要は無い事、また内容は読み手に必要な内容を優先して載せること、大人の内容だけでなく、子どもの興味をそそる内容を載せる工夫も大事であるとのこと、写真及び文章の配列、写真の大きさ等の説明に納得する内容ばかりであったが、いま一番大事なことは、村民の方に手を取ってもらえるような表紙にする努力が必要とのことである。

二日目については、予算については内容を表で示すと理解しやすい事、一般質問の見出しは2段3段にしても良い事、タイトルは人の心に響く言葉にする事、インターネットに接続しやすい表示をする事、難しい用語には別枠で説明書きをする事など、とても貴重な研修であった。

広報委員

村内施設紹介

社会福祉法人ひまわり会 就労継続支援A型事業所 やまびこ



利用者主体を施設運営の基本方針とし、利用者の社会的自立を目指しながら福祉的就労の場を提供し、利用者が日中活動の場として充実した時間を過ごせるよう努めます。施設では菌床椎茸栽培を主に行っています。



作業風景



食堂・休憩室



避難訓練・レクリエーション

議会だよりでは、随時、村内施設を紹介したいと思っております。取材でおじゃまする際は、ご協力とご理解をよろしくお願いいたします。



相良南小学校



相良北小学校

編集後記

ひと雨ごとに寒さが身にしみる季節となりました。

開かれた議会をめざし、出来る限りの情報を発信してきました。議会だよりを村民の皆様にありのまま伝えられてきた事に感謝を申し上げます。残りの議会だよりも真実をモットーにご愛読いただける努力を重ねてまいります。今年も残り少なくなつてまいりました。風邪などひかれません様に。ご自愛下さい。一年を通し議会に對しまして、ご指導いただきました事に深く感謝申し上げます。どうぞ皆様良いお年をお迎え下さい。

黒木 正照

【議会広報編集委員会】

委員長	吉松 美代
副委員長	黒木 正照
委員	中村 重道
	小善 満子
	茂吉 隆典